

5世障施第235号
令和5年5月11日

移動支援事業者 各位

世田谷区障害福祉部
障害施策推進課長 宮川 善章

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛等に対する
移動支援事業の対応について（臨時的な取扱いの終了）

日頃より世田谷区の障害福祉サービス事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年12月15日付4世障施第1343号にてお示しいたしました標記事業について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更(令和5年5月8日以降)に伴い、下記のとおり臨時的な取扱いを終了いたしますのでお知らせいたします。

記

1 現行の世田谷区での取り扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月1日(日)より当面の間、移動支援による外出を予定していた障害者が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、居宅等で行った食事や排せつの介助、見守りを含めた安全確保については移動支援を実施したのものとして算定できる。

2 対応終了日

令和5年5月31日(水)

【担当】 障害施策推進課事業担当 小西・近藤
電話 5432-2414 ファクシミリ 5432-3021